

学会賞委員会規程

(1997年10月19日 制定)
(2012年11月17日 改正)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第16条第3項に基づき、優秀な研究著作に対する学会賞の授与に関する審査手続き等を定める。

(事業)

第2条 本委員会は、次の事業を行う。

- (1) 広告研究の展開に寄与し、学術的あるいは教育的に優秀であると認められる著書および論文の顕彰

(委員長)

第3条 本委員会の委員長は、会則第14条第4項に基づき、会長の選任による。

(委員会の構成)

- 第4条 本委員会は、8名から16名の委員で構成する。ただし、委員長は委員の定数に含めない。
2. 副委員長、委員は、委員長の推薦により、常任理事会が承認する。
 3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長を代行する。
 4. 副委員長、委員の任期は3年とする。ただし、再任、または重任を妨げない。

(賞金)

- 第5条 著書および論文の顕彰賞金は、本部からの学会賞費により充当する。
2. 委員長は、毎年度の決算報告を常任理事会ならびに会員総会において行わなければならない。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

(運営)

第7条 前出の第2条の事業運営のための細則は、別に定める。

附則

- 本規程は、1998年9月1日から実施する。
本規程は、2005年4月1日に遡及して実施する。
本規程は、2006年11月11日から実施する。
本規程は、2013年10月1日から実施する。